

国立大学法人東京外国語大学附属図書館文献複写等規程

〔昭和 45 年 5 月 13 日〕
制 定

改正 昭和 51 年 4 月 1 日
平成元年 9 月 1 日
平成 2 年 6 月 25 日
平成 16 年 3 月 24 日規則第 32 号
平成 19 年 11 月 8 日規則第 90 号
平成 26 年 3 月 27 日規則第 30 号
令和 4 年 11 月 1 日附属図書館規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 東京外国語大学附属図書館（以下「図書館」という。）が受託する文献複写及び現物貸借（学外への依頼を含む。以下「文献複写等」という。）は、学内経費によるものを除き、この規程の定めるところによる。

(受託の原則)

第 2 条 前条の文献複写等は、教育・研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(依頼)

第 3 条 文献複写を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ所定の様式による申込書を附属図書館長（以下「館長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

2 学外への文献複写等の依頼（以下「学外依頼」という。）については、図書館は、前項の申込書に基づき他大学図書館等に依頼を行う。

(文献複写の制限)

第 4 条 図書館は、著作権法に定められた範囲内で、申込に基づき所蔵する図書館資料の文献複写を行う。

第 5 条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、申込者に対し文献複写の申込を制限し、又は断ることができる。

- (1) 図書館の複写の能力を超える申込があった場合
- (2) 図書館から学外への依頼の能力を超える申込があった場合
- (3) 文献複写の禁止が定められている場合

(料金の納付)

第 6 条 依頼者は、別に定める場合を除き、文献複写物の受領後、文献複写料金（以下「料金」という。）を指定の納付期限までに納入しなければならない。ただし、国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス利用機関からの依頼の場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、学外依頼に係る文献複写等料金については、学外依頼先の図書館等の定めに従うものとする。

3 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(料金の額)

第7条 料金は、次表のとおりとする。

種 別	料金 (消費税込み) A 3 判 1 枚	摘 要
【モノクロ】 電子複写 及び リーダープリンタ	学内からの申込み 2 0 円	A 3 判以下の複写用紙に についても同額とする。
	学外からの申込み 3 5 円	
【カラー】 電子複写 及び リーダープリンタ	学内からの申込み 6 0 円	
	学外からの申込み 7 5 円	
【モノクロ】 F A X 送信	学外からの申込み 4 5 円	

2 料金の改定は経営協議会の議を経て学長が定める。

(著作権に関する責務)

第8条 文献複写等により当該図書館資料に関する著作権法上の問題が生じた場合、申込者がその責めを負うものとする。

(雑則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年6月25日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則(平成元年9月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。